



2020年 8月 7日
第 16 号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



2017
横地申
第07号

津波から乗務員と乗客の命を守るための 7月31日交渉 避難・誘導ができる設備の整備と全社員に対する教育・訓練を求める申し入れ①

第1項 東日本大震災を経験した企業として「津波防災の基本」はどういうものであるのか、認識と考え方を明らかにすること。

会社回答：地震・津波発生時のお客さま及び社員自身の安全確保のため、早期情報把握等を図るよう、社員の自律的な行動指針のもと、防災体制の整備等、関係機関との密接な連携を取り、万全の措置を講じられるようにすることである。

《組合》

- ①「命を守ることが基本」という認識でよいか？ **確認**
- ②社員の命が守られて、はじめてお客さまの命を守るようになると思うがどうか？
- ③「行動指針」とは、津波避難行動心得のことを指すのか？
- ④「防災業務計画」とは何を指すのか？
- ⑤「関係機関」とは、何を指すのか？
- ⑥定期的な会合は行っているのか？

《会社》

- ①津波避難行動心得によるものが大きい。
- ②優先順位は付けられない。両方大事である。
- ③津波に関してはそうである。
- ④3. 1 1 を機に見直し・拡充してきた「防災業務計画」を指す。
- ⑤行政を主としている。
- ⑥神奈川県との間では、防災協議会等で年2回程度、議論し連携している。

第2項 津波から社員の命を守るための鉄則は何か、認識と基本的考え方を明らかにすること。

会社回答：津波による危険性が予想される場合には、津波避難行動心得に従って行動することとなる。

《組合》

- ①高いところへの避難と、瞬時の判断が必要であるが、会社の認識はどうか？
- ②津波避難行動心得をどのように読み取ればいいのか？
- ③判断するには訓練が必要。中身を深めることができているのか？

《会社》

- ①津波避難行動心得に基づき、自ら判断することとなる。
- ②携帯ラジオ等も配布している。タブレット等で把握し、避難の判断をしていただく。
- ③全てのパターンは網羅できていない。線区特情など各々が考えてもらいたい。

第3項 鎌倉市は最短8分で最大14.5メートル、逗子市は最短9分で12.8メートル、伊東市は最短3分で9メートルの津波の予測が出されている中で、現在の首都圏における津波に対する設備や装備(津波注意区間始端標・終端標、タブレット)で津波からの避難が迅速に行えると考えている根拠を明らかにすること。

会社回答：津波注意区間に始端標・終端標を設置している。また、タブレット端末に登録されている津波避難アプリ等により避難場所の情報を取得し、避難誘導を判断する仕組みを構築している。

《組合》

- ①タブレットを使用した避難訓練を実施しているのか？
- ②アプリの更新頻度のルールはあるのか？
- ③始端・終端標が変わることもあるのか？
- ④アプリの起動にどれくらい時間がかかるのか認識しているのか？
- ⑤アプリ起動時に地図データのダウンロードがあると時間がかかる。各職場にデータ更新のアナウンスはしているのか？
- ⑥タブレット自体の起動や動作に差があるのは問題だと感じているか？
- ⑦通信障害時は、タブレットで大丈夫なのか？
- ⑧他支社乗務員は、横浜避難ナビは入れているのか？
- ⑨避難ルート・場所に関する情報をどのように決定しているのか？

《会社》

- ①年に一度、支社総合防災訓練で、横浜避難ナビを使用し実施している。
- ②国の指針に則り、年1回見直しをかけている。道路が大きく変わるときにも更新している。
- ③変わることもある。
- ④インターネット環境があれば数秒だと思う。アプリはオフラインでも使用できる。
- ⑤間隔は一定ではないが、更新時に各職場の文書受付へ連絡している。
- ⑥アプリを作って終わりにはしない。今後も更新を考えている。アプリの軽さも性能向上で解決できる。
- ⑦オフラインで、自列車の位置、避難誘導の機能も使用できる。
- ⑧横浜避難ナビは入っていないと思われる。本社避難ナビがリンクしており、最終的には統合していく考えがある。
- ⑨委託会社主体で、実際に歩いて確認をしている。また、区所独自の津波対応マニュアルもある。

②に続く